

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称

住所

フリガナ 代表者氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

奈良県大和郡山市美濃庄町338番地の1

日本ハウジング設備工業株式会社

代表取締役 森 義 治

電話(0743)53-3330

FAX(0743)52-3330



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称

住 所

代表者氏名

奈良県大和郡山市美濃庄町338番地の1

日本ハウジング設備工業株式会社

代表取締役 森 義 治



水道法第 16 条の 2 第 1 項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、

同法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
モリ ヨシ 森 義治	代表取締役
事業の範囲	土木工事 管工事 舗装工事 水道施設工事 他
機械器具の名称、性能及び数	別紙のとおり

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	日本ハウジング設備工業株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号 639-1103 住所 奈良県大和郡山市美濃庄町 338-1 電話番号 0743-53-3330 FAX 番号 0743-52-3330 メールアドレス
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
森 弘樹	178447
森 由憲	219342

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考)この用紙の大きさは、A列4番とすること。

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日 現在

種 別	名 称	型 式 性 能	数 量	備 考
管の切断器具	手ノコ (鉄研のレ)	固定式鋸弦 カクダイ製	5	
	バンドソー	～φ125 REX製	3	
	エンビカッター	～φ25 MCC製	3	
	エンビカッター	～φ50 MCC製	1	
管の加工用器具	ねじ切り旋盤	15A～75A REX製	計3	
	やすり	中目	5	
	面取り器	φ13～50	計3	
接合用の機械器具	パイプレンチ	250 350 600 900	計10	
	トーチランプ	カートリッジ式 榮製機製	3	
	モンキーレンチ	150 250 300 450	計10	
	プライヤー	大 小	各3	
	管 挿入機	φ50～100	1	
水圧テストポンプ	手動水圧テストポンプ	T-50KP キョウワ製	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」, 「管の加工用の機械器具」, 「接合用の機械器具」, 「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2 (第18条及び第34条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、
水道法第25条の3第1項第3号イからへまでの
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称

日本ハウジング設備工業株式会社



住 所

奈良県大和郡山市美深庄町338番地の1

代表取締役 森 義 治

代表者氏名

水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

奈良県大和郡山市美濃庄町338番地の1
日本ハウジング設備工業株式会社

会社法人等番号	1500-01-006034		
商号	日本ハウジング設備工業株式会社		
本店	奈良県大和郡山市美濃庄町338番地の1		
公告をする方法	官報に掲載する		
会社成立の年月日	平成2年9月25日		
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木工事、建築工事の設計、施工及びその請負 2. 大工工事、左官工事、とび工事、管工事、石工工事及びタイル、レンガ、ブロック工事 3. 上下水道工事の設計、施工及びその請負 4. 舗装工事 5. 鋼構造物工事 6. しゅんせつ工事 7. 建築材料の販売 8. 冷暖房設備並びに給排水用配管工事の設計、施工及びその請負 9. 家庭用電気製品の販売、修理及びその配置に伴う配線工事 10. 前各号に附帯する一切の業務 		
発行可能株式総数	800株		
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株		
資本金の額	金1000万円		
株式の譲渡制限に関する規定	<p>当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">平成20年 3月 6日変更 平成20年 3月 7日登記</p>		
役員に関する事項	取締役	森 義 治	
			平成27年10月27日重任
			平成27年10月27日登記
	奈良県大和郡山市美濃庄町355番地 代表取締役	森 義 治	平成27年10月27日重任
		平成27年10月27日登記	

奈良県大和郡山市美濃庄町338番地の1
日本ハウジング設備工業株式会社

登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成17年 8月18日移記
------------	--



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 6年 5月29日

奈良地方法務局
登記官

岡 本 基 治



日本ハウジング設備工業(株)

定 款

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、日本ハウジング設備工業株式会社 と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事、建築工事の設計、施工及びその請負
2. 大工工事、左官工事、とび工事、管工事、石工工事及びタイル、レンガ、ブロック工事
3. 上下水道工事の設計、施工及びその請負
4. 舗装工事
5. 鋼構造物工事
6. しゅんせつ工事
7. 建築材料の販売
8. 冷暖房設備並びに給排水用配管工事の設計、施工及びその請負
9. 家庭用電気製品の販売、修理及びその配置に伴う配線工事
10. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 奈良県大和郡山市 に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、官報に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を受けなければならない。

(株券の不発行)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行しない。



(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項に規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第12条 当社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第13条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(株主総会決議事項)

第14条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。



(招集)

第15条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第16条 株主総会を招集するには、株主総会の日前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

- 2 前項の招集通知は会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面であることを要しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第17条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数をもって決定し、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第19条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 取締役が株主の全員に対して、株主総会に報告すべ事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第21条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印を行う。

第4章 取締役

(員数)

第22条 当社は取締役を 1 名以上置く。

(選任及び解任の方法)

第23条 当社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第24条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(社長及び代表取締役)

第25条 取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

2 代表取締役を社長とし、会社の業務を執行する。

(業務執行の決定)

第26条 当社の業務は、取締役の過半数をもって決定する。ただし、次の各号に定める事項については株主総会の決議を要する。

- 一 本店移転
- 二 支配人の選任及び解任
- 三 支店の設置、移転及び廃止



第5章 計 算

(事業年度)

第27条 当社の事業年度は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等)

第28条 当社は、株主総会の決議によって、毎年事業年度最終日の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第29条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(定款に定めのない事項)

第30条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

平成 2 年 9 月 3 日 作成

平成 2 年 9 月 10 日 認証

平成 11 年 11 月 1 日 変更

平成 18 年 10 月 7 日 変更

平成 20 年 3 月 6 日 変更

本書は当会社現行定款に相違ない。

平成 年 月 日

奈良県大和郡山市美濃庄町338番地の1

日本ハウジング設備工業株式会社

代表取締役 森 義 治





この定款は原本に相違ありません。

令和6年6月11日

奈良県大和郡山市美濃庄町338番地の1

日本ハウジング設備工業株式会社

代表取締役 森

義



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第178447号
交付年月日 平成12年 2月15日
本籍 奈良県
フリガナ モリ ヒロキ
氏名 森 弘樹
生年月日 昭和50年11月14日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第219342号
交付年月日 平成16年 2月17日
本籍 奈良県
フリガナ モリ ヨシノリ
氏名 森 由憲
生年月日 昭和36年 3月 4日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長

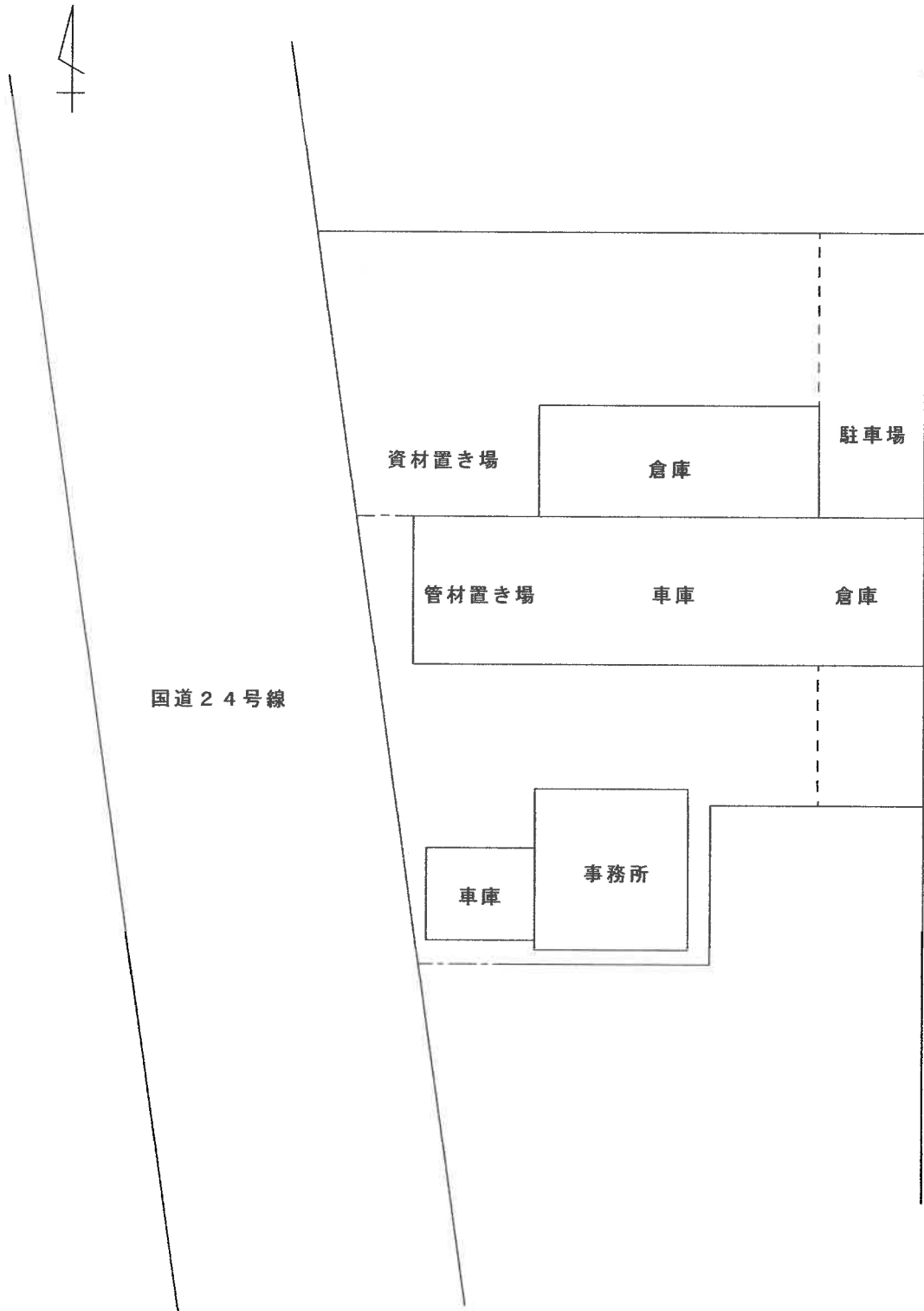




大和郡山市美濃庄町付近

© 2018 ZENRIN CO.,LTD.

事務所配置図



国道24号線

資材置き場

倉庫

駐車場

管材置き場

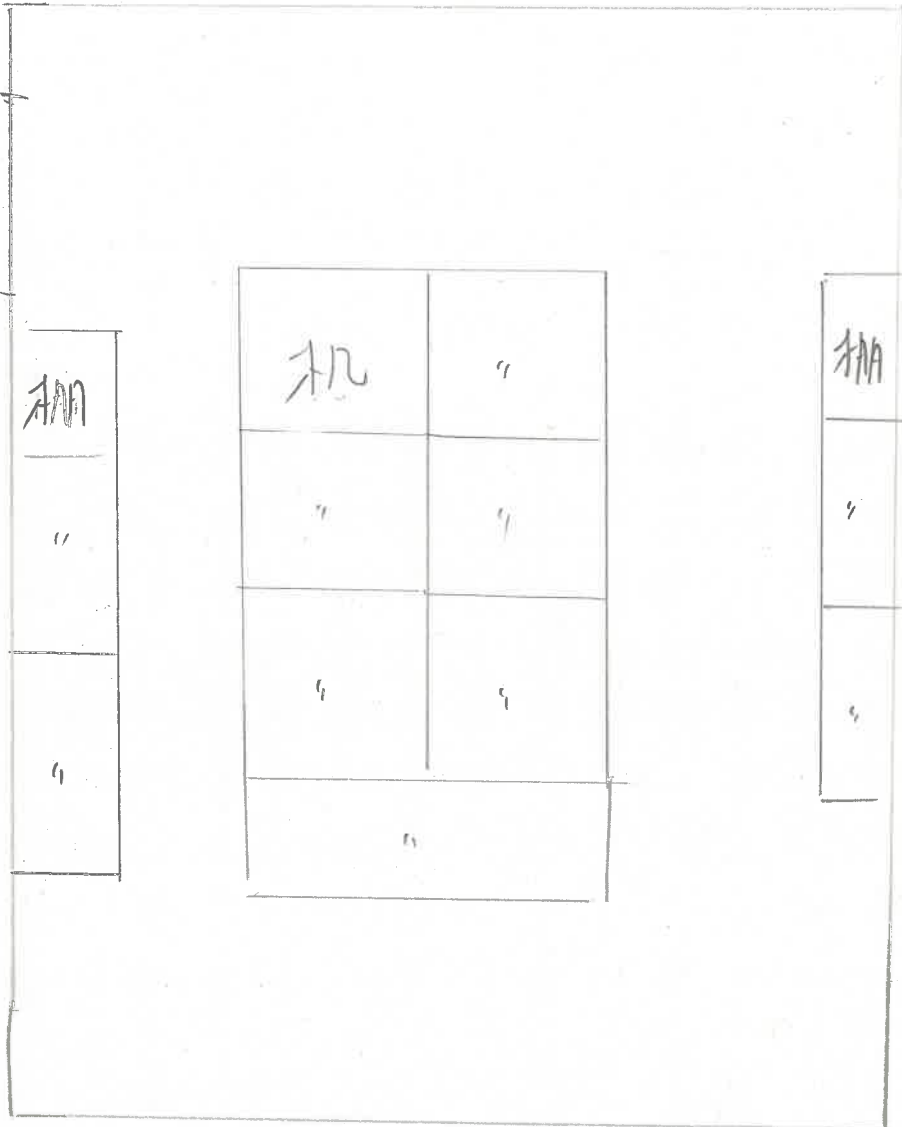
車庫

倉庫

車庫

事務所

人口



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称

住所

^{フリガナ}代表者氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

日本ハウジング設備工業株式会社

奈良県大和郡山市美深庄町338番地

代表取締役 森 義

電話(0743)53-3330

FAX(0743)52-3330



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

日本ハウジング設備工業株式会社
奈良県大和郡山市美濃庄町338番地の1
代表取締役 森 義



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任

をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	日本ハウジング設備工業株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
森 弘 樹	178447	
森 由 憲	219342	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

給水装置工事主任技術者証



免状番号 第178447号
交付年月日 平成12年 2月15日
本 籍 奈良県
フリガナ モリ ヒロキ
氏 名 森 弘樹
生年月日 昭和50年11月14日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第219342号
交付年月日 平成16年 2月17日
本 籍 奈良県
フリガナ モリ ヨシノリ
氏 名 森 由憲
生年月日 昭和36年 3月 4日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長

